

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	浜松ホトニクス株式会社			コード	6965
提出日	2021/11/30	異動（予定）日	2021/12/17		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	小館香椎子	社外取締役	○													○		有
2	鯉淵 健	社外取締役	○										○					有
3	栗原 和枝	社外取締役	○													○		有
4	廣瀬 卓生	社外取締役	○													○	新任	有
5	榎 祐治	社外監査役	○										△					有
6	倉内 宗夫	社外監査役	○										△					有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		小館香椎子氏は、大学教授としての長年の実績と情報フォトニクスなどの分野における豊富な専門知識を有していることに加えて、企業経営者としての経験も有しております。これらの幅広い経験と多様な見識を当社の経営に活かし、独立した立場からの確な助言をいただくことで、当社の経営体制を更に強化できるものと判断し、社外取締役として選任するものであります。 なお、同氏は、上記「2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項（役員の属性）のa～lのいずれにも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれが無いと判断したため、独立役員として指定しております。
2	鯉淵健氏は、トヨタ自動車株式会社先進技術開発カンパニーFellow、同社クルマ開発センターFellow、同社Mid-size Vehicle Company Fellowの職にあります。当社はトヨタ自動車株式会社との間で電子機器の販売等の取引関係がありますが、同社との取引規模は僅少（2021年9月期末実績：4百万円）であるため、同氏の独立性は十分に確保されるものと判断しております。	鯉淵健氏は、グローバル企業であるトヨタ自動車株式会社における長年の勤務を通じて有している豊富な知識、経験に基づきの確な助言をいただくことで、当社の経営体制を更に強化するため、社外取締役として選任するものであります。 なお、同氏は、上記「2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項（役員の属性）のjに該当いたしますが、「該当状況についての説明」に記載いたしましたとおり、トヨタ自動車株式会社との取引は僅少であり、一般株主と利益相反が生じるおそれが無いと判断したため、独立役員として指定しております。
3		栗原和枝氏は、大学教授としての長年の実績があり、科学技術の分野における豊富な専門知識を有しております。また、産学連携を通じた民間企業との協働実績も多く、その豊富な知識、経験に基づき独立した立場からの確な助言をいただくことで、当社の経営体制をさらに強化できるものと判断し、社外取締役候補者として選任するものであります。なお、同氏は、上記「2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項（役員の属性）のa～lのいずれにも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれが無いと判断したため、独立役員として指定しております。
4		廣瀬卓生氏は、廣瀬卓生氏は、国際弁護士としての長年の実績があり、企業法務の分野における豊富な経験と優れた見識を有しております。これらのことから、同氏の豊富な経験と優れた見識を当社の経営にいかし、独立した立場からの確な助言や業務執行を監督いただくことを期待し、社外取締役候補者として選任するものであります。なお、同氏は、上記「2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項（役員の属性）のa～lのいずれにも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれが無いと判断したため、独立役員として指定しております。
5	榎祐治氏は、当社製品の販売先であるトヨタ自動車株式会社の嘱託を務めております。当社はトヨタ自動車株式会社との間で電子機器の販売等の取引関係がありますが、同社との取引規模は僅少（2021年9月期末実績：4百万円）であるため、同氏の独立性は十分に確保されるものと判断しております。	榎祐治氏は、グローバル企業であるトヨタ自動車株式会社における長年の勤務を通じて豊富な業務経験と知見を有しており、これらの見識、経験を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任するものであります。 なお、同氏は、上記「2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項（役員の属性）のjに該当していましたが、「該当状況についての説明」に記載いたしましたとおり、トヨタ自動車株式会社との取引は僅少であり、一般株主と利益相反が生じるおそれが無いと判断したため、独立役員として指定しております。
6	倉内宗夫氏は、当社の借入先である株式会社三菱東京UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）の常務執行役員及び専務執行役員を歴任しており、現在、当社は株式会社三菱UFJ銀行に対して借入金があります。ただし、同氏は株式会社三菱東京UFJ銀行の専務執行役員を2014年6月に退任しており、当社の同行に対する借入金も僅少（2021年9月末：4,210百万円）であるため、同氏の独立性は十分に確保されるものと判断しております。	倉内宗夫氏は、金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を当社の監査に活かしていただくため、社外監査役として選任するものであります。 なお、同氏は、上記「2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項（役員の属性）のjに該当していましたが、「該当状況についての説明」に記載いたしましたとおり、株式会社三菱東京UFJ銀行の専務執行役員を退任して7年が経過しており、同行に対する借入金も僅少であることから、一般株主と利益相反が生じるおそれが無いと判断したため、独立役員として指定しております。

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。